

1 事業の目的

不登校やいじめ等、生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を小・中学校及び義務教育学校に配置し、教育相談体制の整備・充実を図る。

2 任用

スクールカウンセラー等の任用は選考によるものとし、任用期間は一会計年度内において必要な期間とする。

(1) スクールカウンセラーの任用

次のア～エのいずれかに該当する者の中から、静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が選考し、スクールカウンセラーとして認めた者を任用する。

ア 公認心理師

イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

ウ 精神科医

エ 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

(2) スクールカウンセラーに準ずる者の任用

次のア～ウのいずれかに該当する者の中から、県教育委員会が選考し、スクールカウンセラーに準ずる者として認めた者を任用する。

ア 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

イ 大学又は短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

ウ 医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

3 スーパーバイザー

県教育委員会は、スクールカウンセラー等として任用された者の中からスーパーバイザーを委嘱することができる。

4 配置

教育事務所長は、当該事業を実施する小・中学校及び義務教育学校に中学校区ごとを基本とし、スクールカウンセラー等を配置する。

5 勤務形態

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第2条～第6条による。

6 職務

スクールカウンセラー等は、義務教育課長、教育事務所長及び市町教育委員会並びに配置された学校の校長の指揮監督の下、事業計画及び要請に基づき、次に掲げる業務を行う。

(1) 教職員の研修における指導及び助言

(2) 児童生徒へのカウンセリング（家庭訪問等のアウトリーチ型カウンセリングを含む）

- (3) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言及び援助
- (4) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供
- (5) 教職員が実施する心理に関する授業における指導及び助言等
- (6) 教職員が実施する授業に対する心理に関する側面からの助言
- (7) 市町教育委員会が要請するスクールカウンセラー等の情報交換及び関係機関との連携を目的とした協議会への参加
- (8) その他義務教育課長、教育事務所長及び市町教育委員会並びに配置校の校長が要請する児童生徒のカウンセリング等に関する業務
- (9) その他当該事業を実施する学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校で重篤な事故又は事件等が発生し、学校を支援する必要が生じた場合の緊急派遣

なお、(7) 市町教育委員会が要請するスクールカウンセラー等の情報交換及び関係機関との連携を目的とした協議会への参加について、連絡協議会は1回2時間程度のものとし、実施回数は年間1回又は2回の開催とする。

また、スーパーバイザーに委嘱された者は、(1)～(9)で掲げた業務の他に、スクールカウンセラー等の専門性を向上させることを目的とした業務を行う。

7 研修会等の開催

- (1) 県教育委員会は、スクールカウンセラー等の専門性を向上させることを目的とした研修会を開催することができる。
- (2) 県教育委員会は、当該事業を効果的かつ効率的に実施するための連絡協議会を開催することができる。

8 緊急派遣

学校で重篤な事故又は事件等が起こった際、学校及び市町教育委員会から要請を受けた県教育委員会の判断により、スクールカウンセラー等を緊急派遣することができる。派遣適否判断の目安、派遣期間等の詳細については別に定める。

9 業務の報告

スクールカウンセラー等は、毎月の実績をスクールカウンセラー等業務実績簿（別記様式1）に入力し、教育事務所長に提出する。記入及び提出の方法については、教育事務所長が別に定める。

10 業務の記録

- (1) スクールカウンセラー等は、相談等を行った場合には、その記録をスクールカウンセラー相談等記録簿（別記様式2。以下「記録簿」という。）に記入するものとする。
- (2) 記録簿は、校長が定める場所に保管するものとする。
- (3) 記録簿の保存期間は、5年間とする。

11 協議

県教育委員会は、当該事業を実施する市町教育委員会及び学校並びに関係機関の代表者で構成する協議会を設置し、当該事業の運営方法その他必要な事項を協議することができる。